

令和5年度第1回国立大学法人島根大学学長選考・監察会議<議事要録>

日時 令和5年4月12日(水) 15:58~16:46

場所 本部棟3階 特別会議室

出席者: 大西議長, 久保田委員, 高塩委員, 谷口委員, 秦委員, 三輪委員,
丸橋委員(法文学部長), 河添委員(教育学部長), 鬼形委員(医学部長),
伊藤委員(総合理工学部長), 上野委員(生物資源科学部長)

欠席者: 磯村委員(人間科学部長)

オブザーバー: 千家監事(欠席)

陪席者: 藤田理事, 藤波理事, 総務部長, 総務課長, 総務課係長

冒頭, 事務局から, 議長について今年度も昨年度に引き続き大西委員を議長とすることでよろしいか確認があり了承された。

議長から, 学長選考・監察会議規則第4条第3項に「議長に事故があるときは, あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代理する」と規定されており, 議長が毎年交代するのではなく継続性があるように読めるが, いつまで継続するかは規定されていないことから, 今後規則改正について検討するとの発言があった。

続いて, 議長から丸橋委員が議長代理に指名された。

報告事項1. 学内意向調査の実施方法について

議長及び事務局から, 学内意向調査の実施方法について, 令和4年度第6回学長選考・監察会議において, オンラインによる学内意向調査の実施に際し不適切な投票が懲罰の対象となるよう規則等に定める必要があるのではないかとの意見があった件について, 学内関係規則における取扱いとその内容を学内意向調査心得(以下「心得」)に記載することについて資料に基づき報告があった。

委員から, 心得は規程類に位置付けられるのか, また, 本学には独立した服務規程及び懲罰規程があるのかとの質問があり, 事務局から, 服務規程に相当する内容は職員就業規則に含まれており独立した服務規程はないこと, 職員懲戒規程は独立して制定されていることについて回答があった。

同委員から, 職員就業規則第81条(懲戒処分)第1項第7号「その他この規則に違反し, 又は前各号に準ずる程度の不適切な行為があったとき」の規定は漠然としているため, 心得に懲戒処分の対象になり得ると記載することで抑止力が高まるのではないか, あるいは, 職員就業規則第81条(懲戒処分)に具体的な事例の一つとして「学内意向調査における不適切な行為」を追加する方法もあり得るのではないか, 心得に職員就業規則やハラスメント対策規程について記載するのみで対策として十分なのかとの意見があった。

議長から, 心得の中に学内意向調査において不適切な行為があった場合に職員懲戒規程が適用され懲戒の対象になる可能性があることが明記されることで抑止力になるのではな

いかとの説明があり、同委員から了解したとの発言があった。

議長から、本会議で議論した内容が反映された心得を本会議で確認する機会があるのかとの質問があり、事務局から、心得は学内意向調査実施委員会（以下「実施委員会」）において作成するが、当該委員会は未だ設置されていないとの説明があった。

議長から、心得に係る規定について質問があり、委員から、学長選考等に関する学内意向調査細則第3条第1項に実施委員会が処理する業務について規定されており、心得の作成については同項第3号「学内意向調査の投票に関すること」に含まれるのではないかとの発言があった。

議長から、実施委員会が設置された段階で、実施委員会が処理する業務である同項第5号「その他選考等に関し学長選考・監察会議から付託された事項」に基づき、学内意向調査が円滑に行われるよう本日の議論の趣旨を活かした心得の作成を実施委員会に対して付託することとしたい旨の発言があり、了承された。

報告事項2. 令和5年度学長選考・監察会議スケジュールについて

議長及び事務局から令和5年度学長選考・監察会議スケジュールについて資料に基づき説明があった。

委員から、スケジュールの10月にある立会演説会と学内意向調査は、立会演説会の後に学内意向調査が実施されるとの理解でよいかとの質問があり、事務局からご認識の通りであるとの回答があった。

議長から、学内意向調査をオンラインで実施する場合の実施期間について質問があり、事務局から、オンライン実施の場合は2日間の想定で資料を作成したとの説明があった。続けて議長から、合理性から言ってオンラインで投票する場合は2日間あれば十分と考えられる。また、システム障害が発生した場合は別途対応することになるとの発言があった。

議長から、学内意向調査をオンラインで実施する場合にどのように実施するのか決定した内容を明文化しておいた方が良いのではないかとの意見があり、事務局から、次回の本会議でオンラインによる学内意向調査の具体的な実施時期及び実施方法について提示するのでご確認いただきたいとの説明があった。

委員から、学長選考・監察会議が決定すべき事項と実施委員会が設置されてから決定すべき事項があるため、一度整理して学長選考・監察会議が決定すべき事項を明確にしたうえで検討を行った方が良いのではないかとの意見があった。

議長から、実施委員会に関連して、学内意向調査のオンラインテスト（以下「テスト」）の実施予定が5月になっているが、実施委員会が設置されて業務分担が決まってから実施した方が良いと考えられるため、両者の分担を整理したいとの発言があった。

陪席の理事から、学長選考等規則第10条第2項に「学内意向調査に関する事務を管理するため、学長選考・監察会議の下に学内意向調査実施委員会を置く」と規定されており、本会議で決定した事項を実施委員会に付託することは問題ないとする。ただし、学長選考等に関する学内意向調査細則第3条第3項に「実施委員会の委員は、学長が任命する」と規定されているとの発言があった。

議長から、具体的な学内意向調査の実施方法の概要を本会議で決める必要があることから、次回の会議である程度の内容を決定し、そのうえで実施委員会に実施に向けた活動に入ってもらおうとの発言があった。

委員から、テストを5月に実施する必然性があるのかとの質問があり、議長から、テストを実施するのは実施委員会なので、実施委員会を早く設置できれば早期の実施は可能ではないか。テストを受けて本会議が決めるべき細部を6月8日に決定しようとする、その前にテストが行われていた方がよいということにはなるとの発言があった。

委員から、スケジュールによると実施委員会の設置は7月24日となっており、テストの実施は臨機応変に考えれば良いのではないかと発言があった。

議長から、実施委員会が設置され、その下でテストを実施する方がよいと考えること、また、実施委員会の設置を7月24日とする意図等は整理するが、学内意向調査をオンラインで実施するためにはテストが必要と考えており、実施委員会を早期に発足させ早めにテストを実施してその結果を踏まえて細部を決めるという流れを進めたいとの発言があった。